

(様式第4号)

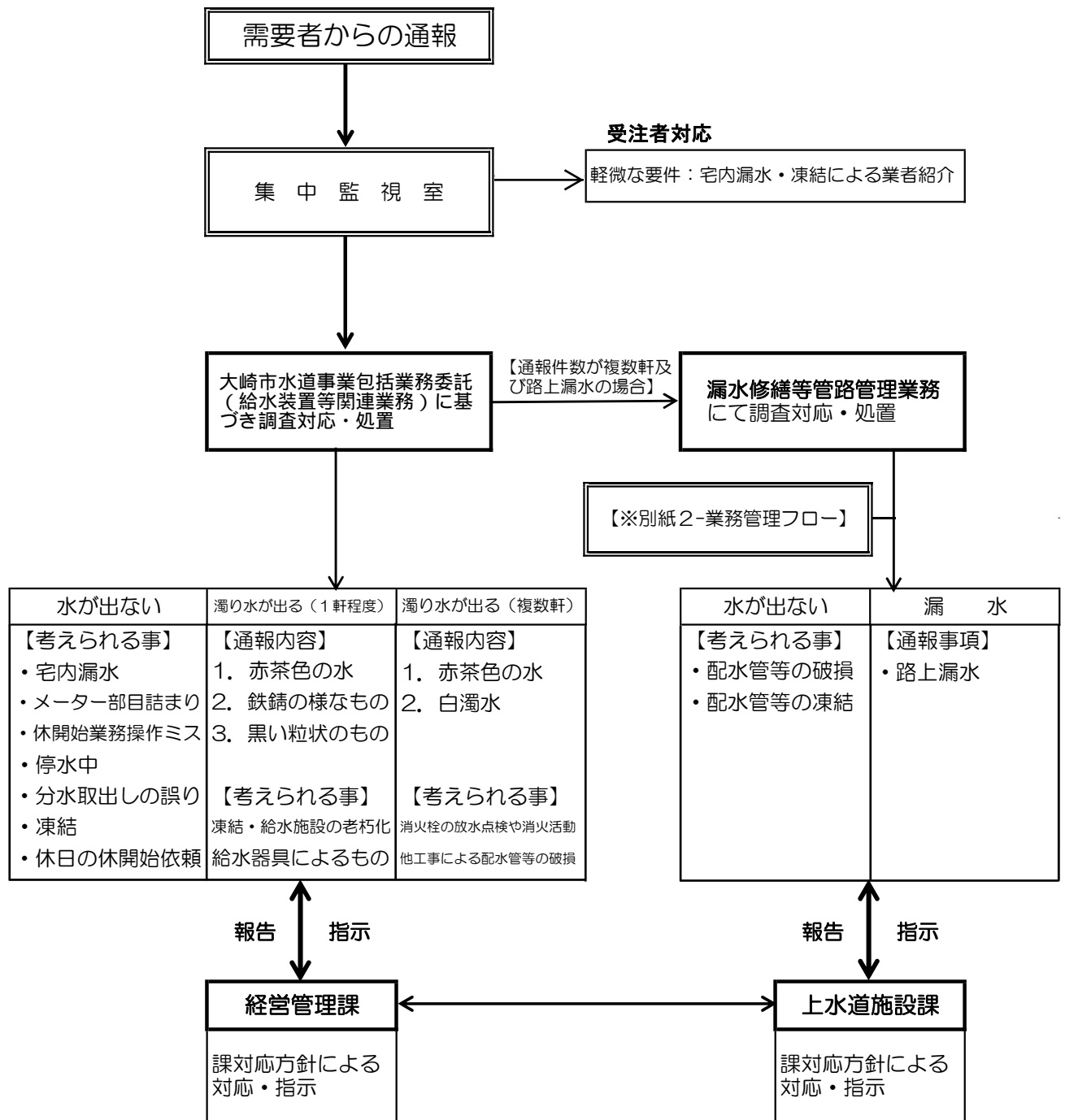
質 疑 応 答 書

令和 年 月 日	
商号又は名称 代表者名	
業務名	給水装置等関連業務
質 問 事 項	回 答 事 項
給水装置等関連業務 要求水準書 1. 14 ページ 2.2.13 (1) ② 2.2.14 (1) ① ・「排水設備工事等」とありますが、宅内排水設備工事以外も含まれますか。 2. 16 ページ 2.5.3 (1) ・「作業期間 6 月～11 月」とありますが、4 月から作業実施を開始するなど作業期間の変更は可能でしょうか。 給水装置等関連業務 特記仕様書 1. 1 ページ (業務内容) 1 ・「申請書の窓口持参または電子メールによる提出」とありますが、電子メールによる提出は現行の事前審査の提出と考えてよろしいですか。 2. 5 ページ (書類の管理および引継ぎ) ・「受注者は、発注者へ引き継ぐまでの間…」とありますが、給水装置工事申請、事前協議道路占用、止水栓等修繕報告の書類も同様と考えてよろしいですか。 3. 17 ページ (業務範囲) (3) ・「金銭取扱報告書の作成」とありますが、排水設備工事受付・審査において、窓口での金銭取り扱いがありますか。	給水装置等関連業務 要求水準書 1. ・含まれません。 2. ・作業期間の変更(4 月開始などへの前倒し等)を含めたスケジュールをご提案いただくことは可能です。 給水装置等関連業務 特記仕様書 1. ・お見込のとおりです。 2. ・お見込のとおりです。 3. ・窓口での金銭の取り扱いはありません。

4. 28 ページ 3.漏水修繕等工事業務（施工） （4） ア ・「所定の業務フロー（別紙１・２）に従い…」とありますが、別紙１・２が見当たりません。 5. 36 ページ （訪問準備事務） （2） ・「各種助成制度を分かりやすく説明したパンフレットおよび説明資料を準備・作成」とありますが、発注者側で準備いただいた原稿をもとに受注者側が必要部数を印刷・準備するという理解でよろしいですか。 公募型プロポーザル実施要領 1. 4 ページ（４）②イ ・代表の変更に伴い、変更登記申請していますが、提出期限までに登記が完了しなかった場合、現時点の登記情報が記載された謄本を提出することによろしいでしょうか。 2. 5 ページ（４）②サ並びにシ ・賠償保険加入状況として保険証券の写しを提出することで予定しておりますが、「サ」と「シ」の提出書類の違いをお教え下さい。	4. ・別紙１および別紙２については、本回答書に別途添付しております。 当該資料の業務フローをご参照のうえ、業務提案書の作成をお願いいたします。 5. ・お見込のとおりです。 公募型プロポーザル実施要領 1. ・法務局へ変更登記申請中であることが確認できる書類（受付印のある登記申請書の写し等）をご提出ください。 なお、登記完了後、速やかに変更後の登記簿謄本をご提出ください。 2. ・「サ」は契約の存在を証明する書類（保険加入者証等）、「シ」は実際の補償内容や有効性を裏付ける書類（保険約款、支払証明書等）としての提出を求めています。 なお、「保険証券の写し」の提出により、本業務に関する賠償が確認・判別できる場合は、当該書類を「サ」および「シ」兼用としてご提出いただいて差し支えありません。
令和 8 年 7 月 7 日 回答者 上下水道部 経営管理課長 (公印省略)	

※回答を閲覧に供するときは、質問者名を公表しない。

【別紙１：業務フロー①】



【別紙2：業務フロー②】

